

## 第1章 医療法

### 7 - ( 3 ) 巡回診療・巡回健診届

<p>1 事 案</p>	<p>県内の医療機関が県立保健所管内で下記の巡回診療又は巡回健診を行う場合であって、( 1 )又は( 2 )の要件を満たす場合は、開設手続不要とし、あらかじめ本届出を行う。</p> <p>巡回診療 無医地区における医療の確保、地域住民に対し必要とされる結核・成人病等の健康診断の実施等</p> <p>巡回健診 感染症法・労安衛法に基づく健康診断、保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施する巡回健診(但し、疾病治療前のものを除く)、予防接種(市町長が行うべき定期予防接種以外のもの)、感染症法第53条の2「定期の健康診断」に基づくもの並びに肝炎・エイズ検査など不特定の者を対象としたもの</p> <p>( 1 ) 健診車や健診船等の移動施設を利用する場合</p> <p>( 2 ) 移動施設以外を利用する巡回健診・診療が定期的に反復継続(概ね週2回以上)して行われることのないもの若しくは一定地点で継続(概ね3日以上)して行われることのないもの。</p>
<p>2 根拠法令</p>	<p>通知( H7.11.29健政発927、S37.6.20医発554号、H27.3.31医政発0331第11号 )</p>
<p>3 提出宛名</p>	<p>知事(保健所長経由)</p>
<p>4 提出部数</p>	<p>2部</p>
<p>5 添付書類</p>	<p>( 1 ) 移動施設を利用する場合はその構造設備・概要がわかる書類 ( 2 ) ( エックス線機器搭載車を使用する場合 ) 放射線に係る測定結果 ( 3 ) 公益法人の病院・診療所が巡回診療を行う場合は定款又は寄付行為</p>
<p>6 事務処理</p>	<p>收受 - 起案 - 決裁 - 進達</p>
<p>7 審査要領</p> <p>( 1 ) 届出書の誤記・記入もれはないか。</p> <p>( 2 ) 届出に記載された医療機関名・開設場所は登録された内容と相違ないか。</p> <p>( 3 ) 実施計画は巡回健診が概ね1~3ヶ月、巡回診療が概ね3~6ヶ月の範囲内か。</p> <p>( 4 ) 「1事案」の( 1 )又は( 2 )に合致するか。合致しない場合は開設許可又は開設届の手続きを取らせること。</p> <p>( 5 ) 巡回場所が複数の県立保健所管内を含む場合は、医療機関を所管する保健所に届出を行う。</p>	

ただし、巡回場所が政令市保健所管内を含む場合は、政令市保健所管轄地域分のみ、別途、政令市保健所に届出を行わせること。

## 8 備考

- ( 1 ) 市町長が行うべき定期予防接種に限り、予防接種法第5条に係る指示のため市町から年間実施計画の提出を受けている場合は、本計画に従事医師の勤務先・氏名・実施場所を追記又は資料を追加提出することで、医療機関が巡回健診届を提出したものとみなす取扱いとする（医療機関からの巡回健診届は不要）。（H27.4.8付27医政第23号による）
- ( 2 ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条「健康診断」及び53条の13「精密検査」並びにカネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第10条「健康状態の把握」及び同指針に基づき実施するものについては、あらかじめ把握した特定の者（発病者又は発病のおそれが高い者）に対して行うものであることから、手続き不要。（H27.4.13付27医政第41号による）

(様式7(3))

## 巡回診療・巡回健診届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開 設 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり(巡回診療・巡回健診)を行いますので届け出ます。

記

1 名 称			
2 医療機関所在地			
3 管理者氏名			
4 実施の目的			
5 費用の徴収方法等	巡回健診(健康診断費用の徴収方法 ) 巡回診療(診療報酬費用の徴収方法 )		
6 移動健診施設	利用 無 ・ 有 ( )		
7 実施計画			
実施予定日	実施場所	従事する医師	当該診療の内容 又は 健診項目

- \* 実施計画は巡回健診・巡回診療の予定日ごとに記入すること。
- \* 実施場所には、巡回診療又は巡回健診を行う住所並びに会場となるフロアの階数まで記載すること。
- \* 従事する医師は、場所ごとに実施責任医師の氏名の前に「 」を記載すること。また、巡回診療を行う場合に限っては氏名の後ろに( )書きで診療科名を記入すること。
- \* 移動施設を利用する場合は、当該計画期間内に利用する車(船)の種類・台数を記載すること。
- \* 医師が従事せず、診療放射線技師のみで健診を行う場合は、「従事する医師」の欄に( )書きで診療放射線技師の氏名を記載すること(診療放射線技師法第2条第2項：胸部撮影の場合)。